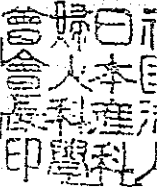


平成13年6月1日

厚生労働省 医政局
局長 伊藤 雅治 殿

社団法人 日本産科婦人科学会
会長 荒木 勤



要 望 書

社団法人日本産科婦人科学会は卒後初期臨床研修の必修ローテーションに産婦人科を加えていただきますよう強く要望いたします。

(理 由)

卒後初期臨床研修の充実は、日本国民の健康管理の質的向上に寄与するものと考えられ、(社)日本産科婦人科学会は本制度を強く支持するものであります。

ところで産婦人科の知識は、国民の約半数を占める女性に対する診療に不可欠であることはもちろんのこと、他領域の疾病に罹患した女性患者に適切に対応するためにも必須の知識といえます。

女性の生理は思春期、性成熟期、更年期、老年期と年齢とともに大きく変化します。このような認識に基づいた、女性の一生を通しての健康管理は、産科婦人科を専門とする医師のみならず、すべての医師に要求される基本的事項と考えられます。さらに妊娠中あるいは周産期の管理は、プライマリーケアを担う医師には必須でありましょう。

上記に鑑み、欧米諸国においては、産婦人科が国民医療のうえで重要との位置づけから、プライマリーケアを担う医師の必修プログラムに組み込まれていることは、ご高承のとおりです。

以上の理由より、21世紀の国民医療を担うすべての医師が女性特有の健康維持・増進に関する基本的知識・技量を修得することは、きわめて重要であり、平成16年4月から実施されます卒後初期臨床の必修ローテーションに産婦人科を加えていただけますよう、切に要望する次第です。

以 上